

諮問庁：国立大学法人東北大学

諮問日：平成29年4月12日（平成29年（独個）諮問第24号ないし同第26号）

答申日：平成29年7月12日（平成29年度（独個）答申第25号ないし同第27号）

事件名：本人に係る「処分説明書（特定日付）」の「処分の理由」欄の特定記述に関する事実認定の具体的内容及び具体的根拠が分かる文書の一部開示決定に関する件

本人に係る「処分説明書（特定日付）」の「処分の理由」欄の特定記述に関する事実認定の具体的内容及び具体的根拠が分かる文書の一部開示決定に関する件

本人に係る「処分説明書（特定日付）」の「処分の理由」欄の特定記述に関する事実認定の具体的内容及び具体的根拠が分かる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる請求保有個人情報1ないし請求保有個人情報3（以下、併せて「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書3に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であるが、別紙の5に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人東北大学（以下「東北大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年6月5日付け総法文147号、同157号及び同271号による各一部開示決定（以下、順に「処分1」ないし「処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 処分1について（諮問第24号）

特定記述 a から特定記述 e についての具体的内容と具体的根拠等がわかる保有個人情報（請求保有個人情報 1）を開示請求した。

しかるに、無関係文書ばかりが特定・開示されている。請求に該当する記載がない。特定記述 a から特定記述 e について一括して文書特定するのではなく、それぞれに特化した該当文書を開示請求している。文書特定と開示のやり直しを求める。

また不開示とした部分の理由はいずれもが要件を欠き、不適正である。これら部分は全て即決事案であり、または周知した情報であり法令により開示相当である。更に法 16 条による裁量的開示が検討されておらず不備といわざるをえない。

現在特定記述 a から特定記述 e が虚偽であることは現場録音証拠等から確認済みである。更に、現場職員の企図的ハラスメントが文書開示請求により確認され、嫌がらせの実態が確認されている。東北大学幹部（理事）も“不当性と冤罪性”を危惧している。特に私が提出した現場音声記録とその翻訳文は「事実認定の具体的内容」を直接表す重要文書である。これを開示していないのは重大な遺漏である。よって東北大学の良識と同幹部からの励ましに押され、文書の特定・開示につき異議を申し立てる。

なお、状況把握と文書特定に資する重要文書（添付資料 1 「合意文書」、添付資料 2 現場録音記録等）を提出する。

（本答申では添付資料は省略）

イ 処分 2 について（諮問第 25 号）

特定記述 f から特定記述 i についての具体的内容と具体的根拠等がわかる保有個人情報（請求保有個人情報 2）を開示請求した。

しかるに、無関係文書ばかりが一括して特定・開示されている。請求に該当する記載がない。特定記述 f から特定記述 i について一括して文書特定するのではなく、それぞれに特化した該当文書を個別に特定し開示を請求している。文書特定と開示のやり直しを求める。

また不開示とした部分の理由はいずれもが要件を欠き、不適正である。これら部分は全て即決事案であり、または周知した情報であり法令により開示相当である。更に法 16 条による裁量的開示が検討されておらず不備といわざるをえない。

現在特定記述 f から特定記述 i が虚偽であり「私こそが特定記述 i に係る行為をさせられた」事実が確認済みである。更に、現場職員の企図的ハラスメントがその背景（特定職員 A による“再発ハラスメント”）とともに文書開示請求等により確認され、嫌がらせの実態が確認されている。また本件一連事案の端緒となった特定内容の表示は虚偽であったことが確定しており、そのような虚偽を組織的

に行った“職場風土”や“悪戯企図”の延長に本件特定記述 f から特定記述 i があることが全学調停手続きの中で審議され決着している。また開示された「ハラスメント調査報告書附属資料；資料 2」を見て欲しい。署名、振り仮名、生年月日、職名も無く、これは別人の作成・提出したものと客観的証拠から確定され、大学本部も「申立書」と認めていない—単なるメモないしリストに過ぎない。このような杜撰な事実認定が許されるのであろうか。他にも多数の不正が発覚している。

よって東北大学の名誉と信頼、真の発展を祈念して、文書の特定・開示につき異議を申し立てる。なお、状況把握と文書特定に資する重要文書を添付する。

(本答申では添付資料は省略)

ウ 処分 3 について (諮問第 26 号)

本件では特定記述 j 及び特定記述 k の具体的内容と具体的根拠がわかる保有個人情報の一切 (本件請求保有個人情報 3) を開示請求した。

然るに文書のいずれもが、特定記述 j の具体的内容と具体的根拠がわかる文書とはいえ、無関係な部分ばかりを特定している。また不開示理由も適法性を欠き、単なる思い付きに過ぎず、添付資料 1 ないし添付資料 4 から見て明らかに隠蔽部分は不整合、矛盾を呈している。そもそも法令に基づく裁量的開示が為されていない。よって事実認定「特定記述 j」につきその具体的内容と具体的根拠に限定して文書の再度特定と開示を求める。

また特定記述 k についても文書のいずれもが具体的内容と具体的根拠がわかる文書とはいえ、無関係な部分ばかりを特定している。また不開示理由も適法性を欠き、単なる思い付きに過ぎず、添付資料 1 ないし添付資料 4 から見て明らかに隠蔽部分は不整合、矛盾を呈している。そもそも法令に基づく裁量的開示が為されていない。よって事実認定「特定記述 k」についても特定記述 j とは独立にその具体的内容と具体的根拠に限定して文書の再度特定と開示を求める。

なお、本件開示請求の資料 4 件 (添付資料 1 ないし添付資料 4) を添付する。言うまでも無くこれらの資料は東北大学法人文書であり本請求での特定・開示対象と思われる。実際、請求内容に該当する部分が多いと思慮する。処分 3 にはこの特定が一切欠落しているので異議を申立て、よって再特定と該当部位の開示を求める。

(本答申では添付資料は省略)

(2) 意見書

ア 処分1について（諮問第24号）

審査に当たっては、これまで私が提出した文書及び諮問庁から提供された関係文書や説明も参照して欲しい。

さて、理由説明書（下記第3）の文書特定記述につき大きな問題がある。つまり諮問庁は開示請求の趣旨を正確に把握せず身勝手な解釈と論理飛躍を展開し重大な文書遺漏を生じている。例えば「2 諮問理由説明」の「（2）諮問の理由」の冒頭部分の文書特定に係る記述で「当該懲戒処分は異議申立人を相手方としたハラスメント申立てに基づくものであり」とあるがこれは関係内規とも運用実態とも異なる虚構である。真実は「当該懲戒処分は異議申立人を相手方としたハラスメント申立てをはじめ、関係者からの反論、事案の経緯、様々な証拠物件に基づき、学内規約に則り複数の手続きの結果執行される」のであり「ハラスメント調査報告書」は手続きのほんの一部に過ぎない。事実認定には膨大な文書と具体的根拠が存在していると思慮される。これらが存在しないなら当該処分は瑕疵のため無効である。そもそも東北大学では各種委員会の独立性が担保されておらず、調査委員会全員が防止対策委員会委員の併任であることをはじめ、委員長が関係者の直属の部下であり、審査の中立・公正性など全く担保されていない。

全般に私的制裁の意図が横行している。合意で解決した事案も隠蔽し“反撃報復”する。「現場音声記録や翻訳文」「合意の確認書」「懲戒審査時提出文書」など該当対象文書を意図的に遺漏させている。また「（2）諮問の理由」に、各特定記述について個別に特定したとしても、結局のところすべて同一の保有個人情報を選定することになる旨記載されているが、その前提や論理には飛躍があり記述は虚偽である。これまでの関係文書開示請求結果から不自然な手続き、虚偽申立書とその誘発、一部委員の不公正と冤罪意図が露呈し大学役員等関係者複数が欠陥を認識し当該不正処分と将来を憂慮しているのが真実である。

「（2）諮問の理由」末尾付近で「音声記録及び翻訳文は…処分理由に違いが見られないことから、…具体的内容と具体的根拠がわかる保有個人情報には該当しないものと判断した」とあるが、これは論理的に矛盾である。すなわち、「処分理由に違いが見られない」という事実はそれなりの根拠と慎重な手続きの結果生じているのであり、「音声記録及び翻訳文」こそ、その根拠ないし手続きを示す対象文書になる。諮問庁の論理では「気まぐれな結果をすべてとし、手続きやプロセスなどの開示対象を無視」に徹底している。懲戒処分など厳正な手続きが必須であるが一貫して恣意的（私的）に運用

していることの証左である。またこの事案では合意文書が作成されて、一連の懲戒事案は全面解決していたのである。東北大学が良心を失い「私物化と虐待」をまたもや発露したと言わざるを得ない。さらに諮問庁は種々の点で大きな問題を抱えており、「“ハラスメント全学防止対策委員会” 自体がハラスメントをしている」事態になっている。以上の経緯は多くが情報公開制度に基づき明らかになった次第である。諮問庁の「諮問の理由」は根拠もなく、論理的にも破綻している。また説明も不十分では理由を満たしていない。よって本件審査においては文書特定から開示判定までを関係文書につき徹底的に再検討するのが妥当と思慮する。諮問庁により特定された文書についても法14条2号ただし書イ又は16条に該当し広範囲の開示が適正である。審査会が、諮問庁の不自然な説明や虚構にだまされないよう祈念する。

本件の審査結果等を公表するに当たっては個人情報の保護に格別の配慮を依頼する。とくに本件の「理由説明書」はもちろん開示対象物、本意見書には個人情報（個人名を含む）が多数含まれている。

イ 処分2について（諮問第25号）

審査に当たっては、これまで私が提出した文書及び諮問庁から提供された関係文書や説明も参照して欲しい。

さて、理由説明書（下記第3）の文書特定記述につき大きな問題がある。つまり諮問庁は開示請求の趣旨を正確に把握せず身勝手な解釈と論理飛躍を展開し重大な文書遺漏を生じている。例えば「2 諮問理由説明」の「（2）諮問の理由」の冒頭部分の文書特定にかかわる記述で「当該懲戒処分は異議申立人を相手方としたハラスメント申立てに基づくものであり」とあるがこれは虚偽であり、運用実態にも内規にも整合しない。真実は「当該懲戒処分は異議申立人を相手方としたハラスメント申し立てをはじめ、関係者からの反論、関連事案の経緯、様々な証拠物件に基づき、学内規約に則り複数の慎重な手続きの結果執行される」のであり「ハラスメント調査報告書」「防止対策委員会議事メモ」「懲戒委員会議事メモ」は手続きのほんの一部の文書に過ぎない。また各種委員会の独立性が担保されておらず、調査委員会全員が防止対策委員会委員の併任であることをはじめ、特定委員長が関係者の直属の部下であり、審査の中立・公正性など全く担保されていない。制度趣旨を無視し、“総長の権威”を悪用して、私的制裁とその意図が横行している。多くの良心的教員が心を痛めている所以である。

「（2） 諮問の理由」に、各特定記述について個別に特定したとしても、結局のところすべて同一の保有個人情報を特定することに

なる旨記載されているが、その前提や論理には飛躍があり記述は虚偽である。請求に従い文書を個別に特定すべきである。それぞれ多数の該当文書が存在するのは明白である。文書の隠蔽は背景にある“不公正な懲戒手続き”の取り繕いであり、言い訳にしては余りに不整合で奇妙である。これまでの関係文書開示請求結果から虚偽申立書とその誘発、不自然な手続き、担当委員の冤罪意図が露呈し、大学役員等関係者複数が欠陥を認識し憂慮しているのが現状である（これまでの関係資料参照）。懲戒処分など厳正な手続きがあるがこれらを一貫して恣意的に運用していることの証左である。

また諮問等の幹部責任者は真摯な対応が求められる。開示請求内容に誠実に向き合って文書と特定をすべきである。またこの同一案件で合意文書が作成されて既に一連の懲戒事案は全面解決していたのである。大学が良心を失い「私物化と虐待」の象徴である。懲戒処分は取り消し謝罪すべきである。このように諮問庁は種々の点で大きな問題を抱えており、「“ハラスメント全学防止対策委員会”自体がハラスメントをしている」事態になっている。以上の経緯は多くが情報公開制度に基づき明らかになり同制度の制定・運用関係者に深謝する次第である。諮問庁の「諮問の理由」は根拠もなく、論理的にも破綻している。また説明も不十分では理由を満たしていない。よって本件審査においては文書特定から開示判定までを関係文書につき徹底的に再検討するのが妥当と思慮する。諮問庁により特定された文書についても法14条2号ただし書イ又は16条に該当し広範囲の開示が適正である。

本件の審査結果等を公表するに当たっては個人情報の保護に格別の配慮を依頼する。とくに本件の「理由説明書」はもちろん開示対象物、本意見書には個人情報（個人名を含む）が多数含まれている。

ウ 処分3について（諮問第26号）

審査に当たっては、これまで私が提出した文書及び諮問庁から提供された関係文書や説明も参照して欲しい。

さて、理由説明書（下記第3）の文書特定記述につき大きな問題がある。つまり諮問庁は開示請求の趣旨を正確に把握せず身勝手な解釈と論理飛躍を展開し重大な文書遺漏を生じている。例えば「2 諮問理由説明」の「（2）諮問の理由」の冒頭部分の文書特定にかかわる記述で「当該懲戒処分は異議申立人を相手方としたハラスメント申立てに基づくものであり」とあるがこれは関係内規とも運用実態とも異なる虚構である。真実は「当該懲戒処分は異議申立人を相手方としたハラスメント申し立てをはじめ、関係者からの反論、関連事案の経緯、様々な証拠物件に基づき、学内規約に則り複数の

慎重な手続きの結果執行される」のであり「ハラスメント調査報告書」「防止対策委員会議事メモ」「懲戒委員会議事メモ」は手続きのほんの一部に過ぎない。他に多くの該当文書がある。既に本件異議申立ての際に提出した資料4件など明らかに該当文書である。

そもそも東北大学では各種委員会の独立性が担保されておらず、調査委員会全員が防止対策委員会委員の併任であることをはじめ、特定委員長が関係者の直属の部下であり、審査の中立・公正性など全く担保されていない。制度趣旨を無視して私的制裁とその意図が横行している。以上の経緯は情報公開制度に基づき明らかになったが、まことに驚くべき実態である。

本件では特定記述 j 及び特定記述 k を含む記述内容が違法行為と認定されているが、事実は以前から親しい関係者複数から特定組織職員の冤罪意図を知らされ極めて慎重に対処したに過ぎない。実際の行動は「特定記述 j」や「特定記述 k」とは無縁である。そもそもこのような基礎的法制度に矛盾することを挙げて懲戒事由にするのは極めて不適正かつ強引で、違法というほか無い。また私は特定組織複数の良心的職員から事前に“冤罪計画とその執行内容”を知らされている。

特定組織の行政機構自体が腐敗しているといわざるを得ないし、本部幹部も腐敗を助長しているのは明白である。諮問庁が特定した文書1ないし文書3に係る記述も虚偽と不公正かつ私的な懲戒手続きの言い訳に過ぎない。またこの同一案件で合意文書が作成されて既に一連の懲戒事案は全面解決していたのである。大学が良心を失い「私物化と虐待」の象徴である。これらは懲戒処分など厳正な手続きがあるがこれらを一貫して恣意的に運用していることの証左である。これまでの関係文書開示請求結果から不自然な手続き、虚偽申立書とその誘導、一部委員の不公正と冤罪意図が露呈し大学役員等関係者複数が欠陥を認識し憂慮しているのが現状であり、東北大学幹部責任者は真摯な対応が求められる。2-3名の幹部が元凶であり誠に遺憾である。

諮問庁は種々の点で大きな問題を抱えており、「“ハラスメント全学防止対策委員会”自体がハラスメントをしている」事態になっている。諮問庁により特定された文書についても法14条2号ただし書イ又は16条に該当し広範囲の開示が適正である。

本件の審査結果等を公表するに当たっては個人情報の保護に格別の配慮を依頼する。とくに本件の「理由説明書」はもちろん開示対象物、本意見書には個人情報（個人名を含む）が多数含まれている。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立ての経緯

今回異議申立てのあった各開示請求については、当時、相当数の開示請求を受付け処理中であり、期限内に処理することが困難であったため、保有個人情報開示決定延長通知書を送付して開示決定期限を延長の上、文書1ないし文書3に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、開示請求者以外の個人に関する情報である法14条2号及び本学の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある法14条5号に該当する不開示情報が記載されているため、法15条により部分開示する旨の決定及び開示をしない旨の各決定（原処分）を平成27年6月5日付けで行った。

その後、平成27年6月23日付けの各異議申立書が提出され、翌24日付けでこれを受理したものである。

2 諮問理由説明

(1) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね上記第2の2(1)のとおりである。

(2) 諮問の理由

ア 今回、異議申立てのあった各請求は、本件異議申立人自身の懲戒処分に係る「処分説明書（特定日A付け）」の「処分の理由」の記述について、それらの事実認定の具体的内容及び具体的根拠がわかる保有個人情報である。

当該懲戒処分は異議申立人を相手方としたハラスメント申立てに基づくものであり、「処分説明書」は、ハラスメント全学防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）の下に設置されたハラスメント全学調査委員会（以下「調査委員会」という。）が調査結果として作成した「ハラスメント調査報告書」（附属資料を含む）（文書1）を基に作成されていることから、当該文書を該当する保有個人情報として特定した。さらに、防止対策委員会における取扱い（事実認定）の状況が分かる文書として「防止対策委員会議事メモ」を、懲戒審査に使われたことが分かる文書として「懲戒委員会議事メモ」をそれぞれ特定したものである。

イ 異議申立人は、「処分説明書」の特定記述aないし特定記述kのそれぞれに特化した該当文書を特定して開示するよう申し立てているが、たとえ各特定記述について個別に特定したとしても、結局のところすべて同一の保有個人情報を特定することになるものである。

処分1に対する異議申立てにおいて異議申立人が言及している音声記録及び翻訳文は、異議申立人から懲戒委員会へ提出しているものであるが、提出前に示されている「審査説明書」と、提出後に示された「処分説明書」に記載された処分理由に違いが見られないことから、本件で請求されている事実認定の具体的内容及び具体的根拠が

わかる保有個人情報には該当しないものと判断した。

また、処分3に対する異議申立てにおいて異議申立人は、異議申立書に添付の資料4件は本請求に係る特定・開示対象である旨を述べているが、本請求に係る「処分説明書」は防止対策委員会の下に設置された調査委員会でまとめられた「調査報告書」を基に作成されているものである。異議申立人が言及している資料のうち、資料1及び2は懲戒委員会に提出されたものであるが、懲戒委員会への提出前に示されている「審査説明書」と提出後に示された「処分説明書」の記載内容が変更されていないことから、請求内容に合致するものではないと判断した。資料3は、部分開示したハラスメント調査報告書附属資料に含まれるものである。資料4は調停の合意文書であり、請求内容に合致するものではないと判断した。

ウ 特定した文書の不開示部分は以下のとおりであり、裁量的開示については検討の結果、必要ないと判断した。

- (ア) 文書1に記録された情報のうち、「調査委員会委員長及び請求人が知り得ていない委員氏名」、「各回次の調査委員会の内容」、「事実認定に当たっての考え方」、「調査結果の具体的内容」、「ハラスメント該当性に関する所見」は、法14条5号柱書きに規定する事務又は事業に関する情報であり、開示することにより、結果を不服とする者から委員に対し批判や責任追及等がなされるおそれがあり、また、これを避けようと、今後、委員がハラスメント調査に関して踏み込んだ発言や調査を躊躇したり負担の重さを理由に就任を固辞したりするなどといった事態が生じる可能性は否定できず、ハラスメント防止のために本学が行うべき調査制度そのものの形骸化を招くおそれがあるため、当該委員会の性質上、当該委員会の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当し、「申立人の生年月日」、「申立人の申立内容（相手方欄以降の記述部分）」、「聴取日時・場所」、「事情聴取記録内容」、「関係者の事実確認内容」については、同条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報で、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため、当該部分を不開示とした。
- (イ) 文書2に記録された情報については、「開示請求者以外の個人に関する事案の記述」部分を法14条2号本文後段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述により開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害する

おそれがある情報及び「委員長及び役職指定の委員並びに請求人が知り得ている委員以外の委員氏名，所属」を同条5号柱書きに規定する事務又は事業に関する情報であり，開示することにより，結果を不服とする者から委員に対し批判や責任追及等がなされるおそれがあり，また，これを避けようと，今後，委員がハラスメント調査に関して踏み込んだ発言や調査を躊躇したり，負担の重さを理由に就任を固辞したりするなどといった事態が生じる可能性は否定できず，ハラスメント防止のために本学が行うべき制度そのものの形骸化を招くおそれがあるため，当該委員会の性質上，当該委員会の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため，当該部分を不開示とした。

(ウ) 文書3に記録された情報については，法14条2号本文後段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって，当該情報に含まれる記述により開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが，開示することにより，なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報及び同条5号に規定する事務又は事業に関する情報であり，懲戒事案の審査に係る情報で，開示することにより，人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障をおよぼすおそれがある情報に該当するため，当該文書を不開示とした。

エ 以上により，本学の決定は妥当なものであると判断し，平成27年6月5日付けの保有個人情報の部分開示決定処分を妥当なものと考え，原処分を維持し，諮問するものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，併合し，調査審議を行った。

- ① 平成29年4月12日 諮問の受理（平成29年（独個）諮問第24号ないし同第26号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年5月12日 審議（同上）
- ④ 同月23日 異議申立人から意見書を收受（同上）
- ⑤ 同年6月20日 本件対象保有個人情報の見分及び審議（同上）
- ⑥ 同年7月10日 平成29年（独個）諮問第24号ないし同第26号の併合及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は，本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり，処

分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号並びに5号柱書き及びへに該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、本件対象保有個人情報の外にも開示請求の対象として特定すべき保有個人情報があるはずであり、本件対象保有個人情報の不開示部分は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めていると解されるころ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の特定に係る判断について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 理由説明書（上記第3）において述べたように、本件開示請求は、処分説明書の各特定記述に係る「事実認定の具体的内容と具体的根拠が分かる」保有個人情報の開示を求めているものであり、各特定記述はハラスメント調査報告書（附属資料を含む）（文書1）を基に作成された審査説明書の記述がそのまま処分説明書にも用いられたものであって、該当する情報は文書1に記載されていることから、当該文書に記録された保有個人情報を、さらに、防止対策委員会における取扱い（事実認定）の状況が分かる文書として「防止対策委員会議事メモ」（文書2）、懲戒審査に使われたことが分かる文書として「懲戒委員会議事メモ」（文書3）の各文書に記録された該当の保有個人情報を特定し、その全てを開示決定等の対象としたものである。

イ 異議申立人は、請求に該当する記載がない等として本件対象保有個人情報の特定に疑義を呈しているが、これは、各特定記述の基となった情報は不開示とされた部分に記録されており、異議申立人にはその内容が確認できないことによるものであって、請求に該当するものとして特定すべき情報が外に存在することを意味するものではない。

また、異議申立人は懲戒処分に係る事実認定が誤りであったとする自己の認識に沿った主張が記載された文書（調査委員会の調査における異議申立人本人に対する「事情聴取記録」、懲戒委員会に異議申立人が提出した文書等）及び当該主張の根拠になると同人が考える文書（合意文書）を提示し、当該各文書に記録された保有個人情報を特定すべきである旨主張しているが、これら文書のうち、異議申立人本人に対する「事情聴取記録」については、文書1の一部（ハラスメント調査報告書の附属資料の一つ）として、既に原処分において特定済みであり、その余の文書については、処分説明書の作成に係る経緯から判断して各特定記述の根拠とはならない（主張

が反映されていない。) ものであって、本件各開示請求書の記載に照らし、いずれも請求された内容には該当しないと判断した。

諮問庁としては、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報があるとすべき事情は認められなかったことから、原処分における保有個人情報の特定は妥当と判断するものである。

- (2) 本件対象保有個人情報の作成、取得の経緯及びその内容等に鑑みれば、上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、東北大学において本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められず、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 文書1に記録された保有個人情報について

ア 「各回次の調査委員会の内容」、「事実認定に当たったの考え方」、「調査結果の具体的内容」、「ハラスメント該当性に関する所見」及び「調査委員会委員長及び請求人が知り得ていない委員氏名」について

- (ア) 当該各部分について諮問庁は、開示することにより、個々のハラスメント事案に関して結果を不服とする者から委員に対し批判や責任追及等がなされるおそれがあり、また、これを避けようと、今後、委員がハラスメント調査に関して踏み込んだ発言や調査をちゅうちょしたり負担の重さを理由に就任を固辞したりするなどといった事態が生じる可能性は否定できず、ハラスメント防止のために東北大学が行うべき制度そのものの形骸化を招くおそれがあるため、当該委員会の性質上、当該委員会の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する旨説明する。

また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、調査委員会の委員は、防止対策委員会の委員の中からハラスメント申立人及び相手方と利害関係のない人物並びに必要なに応じ外部有識者が指名されることとなっており、ハラスメント申立人及び相手方への事情聴取は、委員と面識がなく氏名も知らない前提で行う(委員は名乗らず匿名で調査に当たる。)こととされているものであって、本件の場合には偶然異議申立人と面識があった委員の氏名は原処分において開示しているが、不開示部分に記載されている委員の氏名については、いずれも異議申立人が知り得る情報ではないとのことである。

- (イ) 本件対象保有個人情報を見分すると、「各回次の調査委員会の内

容」，「事実認定に当たっての考え方」，「調査結果の具体的内容」及び「ハラスメント該当性に関する所見」として不開示とされた各部分には，ハラスメント調査委員会における審議，検討の内容やその結果得られた所見等に関する情報が具体的に記載されていることが認められ，また，委員の氏名の取扱いに関する説明を踏まえれば，いずれの不開示部分についても，その内容を開示することにより生じる「おそれ」に係る上記諮問庁の説明は，これを否定し難い。

したがって，当該各部分は，法14条5号柱書きに該当し，不開示としたことは妥当である。

イ 「申立人の生年月日」，「申立人の申立内容（相手方欄以降の記述部分）」，「聴取日時・場所」，「事情聴取記録内容」及び「関係者の事実確認内容」について

当該各部分は，いずれも，各文書中にその氏名が記載された異議申立人以外の個人（ハラスメント申立人及び調査委員会による事実確認の対象となった関係者）に関する情報であり，当該特定個人を識別することができるものであることから，法14条2号本文前段に該当する。

また，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，本件の場合，ハラスメント申立人の氏名等については異議申立人が知り得るものとして開示しているが，ハラスメント申立人の生年月日，ハラスメント申立ての内容及びハラスメント申立人に対して行われた事情聴取に係る具体的かつ詳細な情報は異議申立人には明らかにしておらず，上記関係者に関する情報についてはその氏名を含め異議申立人には明らかにしていないとのことであるから，いずれの不開示部分についても，法14条2号ただし書イに該当するとは認められず，同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

法15条2項による部分開示の検討を行うと，ハラスメント申立人の氏名は原処分において開示されていることから，当該個人に係る各不開示部分に関しては，同項による部分開示の余地はない。また，上記関係者に係る不開示部分に関しては，その氏名，所属等については当該個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当することから同項の適用の余地はなく，その余の部分については，これを開示すると，一定の範囲の者には当該個人が誰であるかを推測することが可能となってその権利利益を害するおそれがないとは認められないので，同項による部分開示はできない。

したがって，当該各部分は，いずれも法14条2号に該当し，不開

示としたことは妥当である。

(2) 文書2に記録された保有個人情報について

ア 「委員長及び役職指定の委員並びに請求人が知り得ている委員以外の委員氏名、所属」について

(ア) 諮問庁は、当該部分を開示することにより上記(1)アで述べたものと同様の「おそれ」が生じる旨説明する。

また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、防止対策委員会の審議は非公開であり、委員会名簿は年度当初の会議で委員に対し示しているが、当該名簿を含め委員会資料はPC画面上に表示して審議を行うため所属部局等への持ち帰りはできず、防止委員会名簿を報告する学内の他の会議等もないなど、不開示部分に記載されている委員の氏名については、いずれも異議申立人が知り得る情報ではないとのことである。

(イ) 当該部分を開示することにより生じる「おそれ」に係る上記諮問庁の説明は、これを否定し難い。

したがって、当該各部分は、法14条5号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 「開示請求者以外の個人に関する事案の記述」(別紙の3①に掲げる部分)について

当該部分について諮問庁は、法14条2号本文後段に該当する旨説明するところ、当該部分は、異議申立人の事案と関係のない、別の申立人及び被申立人に係る事案に関するものであって、異議申立人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められず、法12条1項に規定する開示請求権の対象ではないことから、これを不開示としたことは、結論において妥当である。

(3) 文書3に記録された保有個人情報について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 本件対象保有個人情報を見分すると、異議申立人に係る懲戒事案以外の懲戒事案に関する審議内容が記載された部分(別紙の3②に掲げる部分)が不開示とされていることが認められ、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分が、法14条2号に該当するとして不開示とした部分であるとのことである。

(イ) 当該部分は、異議申立人の事案と関係のない、別の個人に係る事案に関するものであって、異議申立人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められず、法12条1項に規定する開示請求権の対象ではないことから、これを不開示としたことは、結論において妥当である。

イ 法14条5号へ該当性について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、上記アで判断した部分を除く部分に記録された情報の不開示情報該当性について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

懲戒委員会のような、事案の処理に関わる学内の委員会の場合、その判断の適切性を担保するため、委員に対する外部からの働き掛け等を極力排除することが必要と考えられ、東北大学においては、懲戒委員会の議事を始めとする懲戒事案の審査に係る情報は、制度上又は事案処理の過程等で知り得ることとなる場合を例外として、委員の氏名等を含め、事案の当事者に対しても秘密保持が図られている。

当該情報を開示すると、懲戒事案の処理中はもとより、事案の終了後であっても、事案の処理に関して委員に対する批判、責任追及がなされるおそれがあり、これを避けようと、今後、委員が委員会での審議等における踏み込んだ発言や事案に係る検討をちゅうちょする、負担の重さを理由に就任を固辞するなどといった事態が生じると、懲戒処分の実施等における委員会審議による適切性の担保という制度の形骸化を招くおそれがあることから、当該情報は、法14条5号へに該当すると判断したものである。

(イ) 以下、検討を行う。

A 別紙の4①に掲げる部分について

文書3の作成の趣旨等に鑑みれば、懲戒委員会委員の氏名（異議申立人が事案処理の過程等で知り得ることとなったもの及び公表されている情報から個人の特特定が可能である役職指定の委員に係るものを除く。）が記載された部分については、当該部分を開示することにより生じる「おそれ」に係る上記諮問庁の説明は、これを否定し難い。

したがって、当該部分は、法14条5号へに該当し、不開示としたことは妥当である。

B 別紙の4②に掲げる部分について

本件対象保有個人情報を見分すると、当該部分には、懲戒委員会における審議の内容に関する具体的な情報であって、異議申立人にとって既知又は容易に推測可能とはいえない情報が記載されていることが認められ、当該部分を開示することにより生じる「おそれ」に係る上記諮問庁の説明は、これを否定し難い。

したがって、当該部分は、法14条5号へに該当し、不開示としたことは妥当である。

C その余の部分について

別紙の3②に掲げる部分及び別紙の4に掲げる部分を除く部分

(別紙の5に掲げる部分)には、異議申立人にとって既知又は容易に推測が可能な情報、議事録における一般的な記載項目等が記載されているのみであることから、これを開示することにより、懲戒委員会における審議に影響を及ぼし、ひいては人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとすべき事情は認め難い。

したがって、当該部分は、法14条5号へに該当せず、開示すべきである。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、法16条による裁量的開示を主張するが、上記3において不開示情報に該当すると判断した部分については、個人の権利利益を保護するため特に開示の必要性があるとすべき事情は認められないため、同条による裁量的開示をしなかった処分庁の判断に誤りがあるとは認められない。

また、異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号並びに5号柱書き及びへに該当するとして不開示とした決定については、東北大学において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、また、不開示とされた部分のうち、別紙の3に掲げる部分は異議申立人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められないので、不開示としたことは結論において妥当であり、別紙の3に掲げる部分及び別紙の5に掲げる部分を除く部分は同条2号並びに5号柱書き及びへに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の5に掲げる部分は同号へに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1 本件請求保有個人情報

(1) 請求保有個人情報1 (諮問第24号)

東北大学総長名で私宛交付された「処分説明書(特定日A付け)」には虚偽、事実無根、矛盾が多数記載されており、関係手続きに複数の重大な不備が存在し“冤罪”が危惧される(資料1参照)。

さて、本件開示請求では同文書「処分の理由」記載欄の特定記述aないし特定記述eを含む記述の部分につき、保有個人情報の開示を請求する。

以下に、参考資料を引用しつつ具体的に請求内容を記載する。なお文書特定と開示には法16条(裁量的開示)にも留意することを求める。資料2は音声記録とともに東北大学に提出済みで法人文書として管理されている。また、特定記述aないし特定記述eの内容については既に、文書及び口頭で東北大学本部関係者(ハラスメント全学防止対策委員会; ハラスメント全学調査委員会; ハラスメント全学調停委員会及びこれらの委員長と関連事務担当部局; 特定組織関係者; 更に情報公開室の開示文書等)より私に相当詳細な内容が周知済みであることを申し添える。よって法令により具体的詳細が開示相当であることを申し添える。

特定記述aについて: 当日の音声資料記録(資料2; 以下同じ)によると「特定記述a」などの事実はない。この認識の不一致にも係らず、一方的に事実認定し懲戒決定した関係委員会(ハラスメント全学防止対策委員会; ハラスメント全学調査委員会; 懲戒委員会)において、上で記載された事実認定の具体的内容と具体的根拠がわかる保有個人情報の一切を開示するよう求める。

特定記述bについて: 当日の音声資料記録によると「特定記述b」などの事実はない。むしろ私は嫌がらせと“虐待”を受けている。この認識の不一致にも係らず、一方的に事実認定し懲戒決定した関係委員会(ハラスメント全学防止対策委員会; ハラスメント全学調査委員会; 懲戒委員会)において、上で記載された事実認定の具体的内容と具体的根拠がわかる保有個人情報の一切を開示するよう求める。

特定記述cについて: 当日の音声資料記録によると「特定記述c」などの事実はない。むしろ私は嫌がらせと“虐待”を受けている。この認識の不一致にも係らず、一方的に事実認定し懲戒決定した関係委員会(ハラスメント全学防止対策委員会; ハラスメント全学調査委員会; 懲戒委員会)において、上で記載された事実認定の具体的内容と具体的根拠がわかる保有個人情報の一切を開示するよう求める。

特定記述dについて: 当日の音声資料記録によると「特定記述d」などの事実はない。むしろ私が特定行動Aをしている。この認識の不一致にも

係らず、一方的に事実認定し懲戒決定した関係委員会（ハラスメント全学防止対策委員会；ハラスメント全学調査委員会；懲戒委員会）において、上で記載された事実認定の具体的内容と具体的根拠がわかる保有個人情報的一切を開示するよう求める。

特定記述 e について：当日の音声資料記録によると「特定記述 e」などの事実はない。むしろ私が特定行動 A をしている。また特定行動 B をしており特定記述 e のような事態は生じていない。この認識の不一致にも係らず、一方的に事実認定し懲戒決定した関係委員会（ハラスメント全学防止対策委員会；ハラスメント全学調査委員会；懲戒委員会）において、上で記載された事実認定の具体的内容と具体的根拠がわかる保有個人情報的一切を開示するよう求める。

（以下の記述及び添付資料は本答申では省略）

（2）請求保有個人情報 2（諮問第 25 号）

東北大学総長名で私宛交付された「処分説明書（特定日 A 付け）」には虚偽、事実無根、矛盾が多数記載されており、関係手続きに複数の重大な不備が存在し“冤罪”が危惧される（資料 1；資料 2－4）。

既に特定記述 f ないし特定記述 i の内容については、文書及び口頭で東北大学本部関係者（ハラスメント全学防止対策委員会；ハラスメント全学調査委員会；ハラスメント全学調停委員会及びこれらの委員長と関連事務担当部局；特定組織関係者；更に情報公開室の開示文書等）より私に相当詳細な内容が周知済みであることを申し添える。よって法令により具体的詳細が開示相当であることを申し添える。なお文書特定と開示には法 16 条（裁量的開示）にも留意することを求める。

特定記述 f について：特定記述 f とはなにか。資料 2（特に 1－4）にあるように特定組織は私に対して私的に特定措置を決め、審議も記録も無く私には何も知らせず（資料 2－3）、特定対応 A 等をしたことが事実として確認されている。特定時期には心ある複数の内部職員からこのような“不条理（罨）の存在”の状況通報を受け私としては極めて慎重に対応した次第である。

そこで本件開示請求ではこのような状況下にその事実を無視してまで、一方的に特定組織特定職員の虚偽主張を事実認定し懲戒決定した関係委員会（ハラスメント全学防止対策委員会；ハラスメント全学調査委員会；懲戒委員会）において、上で記載された事実認定の具体的内容と具体的根拠がわかる保有個人情報的一切を開示するよう求める。

特定記述 g について：特定記述 g との事実は存在しない。特定記述 f で資料 2 とともに記述したように特定日 B には特定行動 C をしたところ特定対応 B を受け不可解に思い特定行動 D をしたにすぎない。むしろ職務とし

ての行動に対し嫌がらせないし差別・虐待を受けたと感じた。

そこで本件開示請求ではこのような差別・虐待状況下にその事実を無視し、一方的に特定組織特定職員の虚偽主張（特定記述 g）を事実認定し懲戒決定した関係委員会（ハラスメント全学防止対策委員会；ハラスメント全学調査委員会；懲戒委員会）において、上で記載された事実認定の具体的内容と具体的根拠がわかる保有個人情報的一切を開示するよう求める。

特定記述 h について：特定記述 h の事実は存在しない。特定記述 f 及び特定記述 g で資料 2 とともに記述したように特定日 B には特定行動 E をしたところ特定対応 C があった。そこで特定対応 B をした職員と見解の相違が判明し、“罷の存在”を実感した。その旨を同職員に伝えたところ特定行動 F をしたと記憶している（資料 2 - 4）。

そこで本件開示請求ではこのような状況下にその事実を無視し、一方的に特定組織特定職員の虚偽主張（特定記述 h）を事実認定し懲戒決定した関係委員会（ハラスメント全学防止対策委員会；ハラスメント全学調査委員会；懲戒委員会）において、上で記載された事実認定の具体的内容と具体的根拠がわかる保有個人情報的一切を開示するよう求める。

特定記述 i について：私こそ特定記述 i に係る行為をさせられた。これは資料 1 の調停の審議の際、特定組織特定職員 B も正式に認めている。すなわち特定行動 F 等が続き私は特定記述 i に係る行為をさせられたと認識している。特定措置等は瑕疵ある措置（私的制裁）であり、善良な 1 教員が特定組織から特定措置等を受け、特定記述 i に係る行為までさせられたのである。真に屈辱的であり耐えがたい精神的・肉体的苦痛である。

そこで本件開示請求ではこのような状況下にその事実を無視してまで、一方的に特定組織特定職員の虚偽主張を事実認定し懲戒決定した関係委員会（ハラスメント全学防止対策委員会；ハラスメント全学調査委員会；懲戒委員会）において、上で記載された事実認定の具体的内容と具体的根拠がわかる保有個人情報的一切を開示するよう求める。

（以下の記述及び添付資料は本答申では省略）

（3）請求保有個人情報 3（諮問第 26 号）

東北大学総長名で私宛交付された「処分説明書（特定日 A 付け）」には虚偽、事実無根、矛盾が多数記載されており、関係手続きに複数の重大な不備が存在し“冤罪”が危惧される。

既に特定記述 j 及び特定記述 k の内容については、文書及び口頭で東北大学本部関係者（ハラスメント全学防止対策委員会；ハラスメント全学調査委員会；ハラスメント全学調停委員会及びこれらの委員長と関連事務担当部局；特定組織関係者；更に情報公開室の開示文書等）より私に相当詳細な内容が周知済みであることを申し添える。よって法令により具体的詳

細が開示相当であることを申し添える。なお文書特定と開示には法16条（裁量的開示）にも留意することを求める。

（注）特定日Cの件の内容（情報公開請求で入手）（本答申では省略）
特定記述 j について：「特定記述 j」とは何か。

資料1（陳述書）にあるように特定職員Cらは私に対して特定職員Aの意向に沿い、一連のいやがらせを画策した。この中で特定時期に私に対する不当差別や嫌がらせが画策され、実際にさまざまな人権侵害が生じた。その現場状況は偶然にも録音記録で残されている（資料2：陳述書添付資料）。これを検証すれば（中略）逸脱行為や人権侵害を繰り返す申立人の供述は信用性が低いばかりか、背景に“深刻な問題”があると思慮される。

そこで本件開示請求ではこのような不条理状況下にその事実を無視し、一方的に特定組織特定職員の虚偽主張を事実認定し懲戒決定した関係委員会（ハラスメント全学防止対策委員会；ハラスメント全学調査委員会；懲戒委員会）において、上で記載された事実認定の具体的内容と具体的根拠がわかる保有個人情報的一切を開示するよう求める。

なお、資料2 陳述書添付資料、資料3：事情聴取記録によれば「特定記述 j」はあり得ない。

特定記述 k について：「特定記述 k」とは何か。特定記述 j と同様、資料1, 2, 3, 4を見て欲しい。逸脱行為や人権侵害を繰り返す申立人や関係組織の供述は信用性が低いばかりか、背景に“深刻な問題”があると思慮される。また特定組織の職員の人権意識、職務意識に大きな問題があることは、既に内部職員や関係教員のしばしば指摘するところであり、私の所見を裏付ける証拠文書は東北大学本部において存在・保管を確認している。

そこで本件開示請求ではこのような不条理状況下にその事実を無視し、一方的に特定組織特定職員の虚偽主張を事実認定（「特定記述 k」）し懲戒決定した関係委員会（ハラスメント全学防止対策委員会；ハラスメント全学調査委員会；懲戒委員会）において、上で記載された事実認定「脅した」の具体的内容と具体的根拠がわかる保有個人情報的一切を開示するよう求める。

なお、資料2：陳述書添付資料、資料3：事情聴取記録によれば「特定記述 k」はあり得ない。

（添付資料は本答申では省略）

2 本件対象保有個人情報記録された文書

- 文書1 ハラスメント調査報告書（附属資料を含む）
- 文書2 防止対策委員会議事メモ（特定日D開催）
- 文書3 懲戒委員会議事メモ

- 3 本件対象保有個人情報のうち、不開示としたことが結論において妥当であると判断される部分
 - ① 文書2に記録された保有個人情報のうち「開示請求者以外の個人に関する事案の記述」
 - ② 文書3に記録された保有個人情報のうち、異議申立人に係る懲戒事案以外の懲戒事案に関する審議内容が記載された部分

- 4 文書3に記録された保有個人情報のうち、不開示としたことが妥当であると判断される部分
 - ① 懲戒委員会委員の氏名（異議申立人が事案処理の過程等で知り得ることとなったもの及び公表されている情報から個人の特定が可能である役職指定の委員に係るものを除く。）が記載された部分
 - ② 異議申立人に係る懲戒事案について2回目ないし4回目の審議が行われた回次の懲戒委員会における、異議申立人に係る懲戒事案に関する審議内容が記載された部分のうち、最初の1文を除く部分

- 5 文書3に記録された保有個人情報のうち、開示すべき部分
別紙の3②に掲げる部分及び別紙の4に掲げる部分のいずれにも該当しない部分